

前橋市市税条例の改正の専決処分について（報告第 1 号）

市民税課・資産税課

1 改正の理由

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行った。

2 主な内容

(1) 固定資産税

ア 長寿命化に資する大規模修繕工事を実施したマンションに係る固定資産税の減額措置について、当該マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があった場合は、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用できることとする。

イ 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の割合を定める規定において、地方税法の引用条項を改める。

(2) 軽自動車税

原動機付自転車のうち、二輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット以下のもの（新基準原付）に係る軽自動車税種別割の税率を年額 2,000 円とする。

(3) 都市計画税

地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の割合を定める規定において、地方税法の引用条項を改める。

3 施行日

令和 7 年 4 月 1 日